国立大学法人東京学芸大学施設等使用許可事務取扱要項の一部を改正する要項

制定理由

土地,建物の使用料は,国の算定基準を準用するとしているが,広く社会一般で採られている方法でも算定できることとするため,所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学施設等使用許可事務取扱要項の一部を改正する 要項を次のように制定する。

平成21年3月26日

国立大学法人東京学芸大学長 鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学施設等使用許可事務取扱要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学施設等使用許可事務取扱要項(平成16年4月1日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学施設等使用許可事務取扱要項の一部改正について

改正理由: 土地、建物の使用料は、国の算定基準を準用するとしているが、広く社会一般で採られている

 方法でも算定できることとするため、所要の改正を行うものである。
 現
 行

[省略]

(使用料等)

- 第8条 使用者は、施設等の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)及び光 熱水費の実費相当額(以下「光熱水費」という。)を、指定された期日までに支 払わなければならない。
- 2 使用者は、使用料及び光熱水費を、指定された期日までに支払わないときは、 その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金 として支払わなければならない。
- 3 使用料は、昭和 33 年1月7日付大蔵省管財局長通知第1号「国の庁舎等の使用 又は収益を許可する場合の取扱の基準について」別添5使用料算定基準を準用 し、算定する。ただし、電柱等を設置するための使用に係る使用料は、電気通信 事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者 にあっては、電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第5条に定める額 により、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する 電気事業者又は同項第12号に規定する卸供給業事業者にあっては、当該電気事業 者等の内規により定められた使用料による。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、社会一般で広く採られている方法で算定することが適当と認められる場合は、当該方法により算定することができる。
- <u>5</u> 使用料は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、改定することができる。
- 6 光熱水費は、使用料に含むことができるものとする。
- 7 原則として、既納の使用料及び光熱水費は、返還しない。

[省略]

附 則

この要項は、平成21年3月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

[省略]

(使用料等)

- 第8条 使用者は、施設等の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)及び光 熱水費の実費相当額(以下「光熱水費」という。)を、指定された期日までに支 払わなければならない。
- 2 使用者は、使用料及び光熱水費を、指定された期日までに支払わないときは、 その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金 として支払わなければならない。
- 3 使用料は、昭和33年1月7日付大蔵省管財局長通知第1号「国の庁舎等の使用 又は収益を許可する場合の取扱の基準について」別添5使用料算定基準を準用 し、算定する。ただし、電柱等を設置するための使用に係る使用料は、電気通信 事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者 にあっては、電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第5条に定める額 により、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する 電気事業者又は同項第12号に規定する卸供給業事業者にあっては、当該電気事業 者等の内規により定められた使用料による。
- <u>4</u> <u>前項の</u>使用料は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、改定することができる。
- 5 光熱水費は、使用料に含むことができるものとする。
- 6 原則として、既納の使用料及び光熱水費は、返還しない。

[省略]